

# 人権まちづくり新聞



第21号  
編集発行  
枚方人権  
まちづくり協会

## 総会開催

# 人権が大切にされるまちづくりを目指して

## 2021年度事業計画等を承認

6月16日に、2021年度枚方人権まちづくり協会の総会が開催されました。

冒頭、上野理事長から「新型コロナウイルス感染拡大予防のため、限られた出席者のもと、開催させていただきました。ありがとうございました。まだまだ油断のできない状況ですが、協会ではしっかり感染対策を講じて事業等に取り組ん



挨拶をする上野理事長

でまいります」との挨拶（写真）があり、ご出席いただけなかった伏見隆市長、有山正信市議会議長及び奈良良涉教育長からのメッセージを会場で披露しました。

案件の審議では、昨年度に引き続き、事前に全会員に議案書を送付し、議決権行使書または委任状による出席のご協力をいただき、前年度の事業報告・活動決算、今年度の事業計画（下記参照）・活動予算及び理事・監事の選任についてすべて異議なく承認されました。

これまででは総会と同時に、会員研修会・交流会を行い、会員の啓発、親睦を深めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でい

ずれも実施できませんでした。今後は一日も早く感染拡大が収束し、来年こそは会員の皆さまに総会会場にご出席いただくことができますよう、祈るばかりです。

## 2021年度の主な事業計画（予定）

- 枚方市人権文化セミナー  
9月24日（金）午後2時～  
映画「靴ひも」（イスラエル映画）  
総合文化芸術センター別館（旧メセナひらかた会館）  
約30年ぶりに一緒に暮らすこととなった父と発達障害のある息子。最初はとまどうことばかりだったが、やがて二人は互いを思いやるようになっていく。
  - 講座「生きること」（4回講座）  
9月29日（水）、10月16日（土）、20日（水）、27日（水）いずれも午後2時～  
ラポールひらかた
  - 協会15周年記念事業  
11月7日（日）時間未定  
紺野美沙子さんの講演（朗読など）  
総合文化芸術センター
  - 枚方市人権週間事業  
12月23日（木）時間未定  
ペシャワール会 会長 村上優さんの講演  
総合文化芸術センター
- ※いずれも詳細は広報ひらかたや協会ホームページでご案内します。  
なお、現地会員研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたします。

## 枚方人権まちづくり協会の相談事業

- |   |  |
|---|--|
| <p>〈枚方人権まちづくり協会〉<br/>サンプラザ1号館5F<br/>TEL 072-844-8788</p> <p>[人権なんでも相談]<br/>月～金 9:00 - 17:30<br/>(第1水曜・第4木曜は<br/>12時45分から)</p> <p>[地域就労支援相談]※<br/>月～水・金 9:00 - 17:30</p> <p>[進路選択支援相談]※<br/>火13:00 - 17:00<br/>18:00 - 20:00</p> <p>[福祉なんでも相談]<br/>月～金 9:00 - 17:30<br/>専用電話072-844-8866</p> | <p>〈男女共生フロア・ウィル〉<br/>サンプラザ3号館4F<br/>TEL 072-843-5636</p> <p>■女性のための相談<br/>[電話相談]<br/>火15:00 - 20:00<br/>水13:00 - 17:00<br/>木10:00 - 15:00<br/>専用電話072-843-7860</p> <p>[面接相談]※<br/>水13:00 - 16:10<br/>木14:50 - 19:30<br/>金10:00 - 15:00</p> <p>[法律相談]※<br/>第1土・第4火10:20-12:50<br/>第2金 13:20 - 15:50<br/>第3木 17:20 - 19:50</p> <p>■男性のための電話相談<br/>第1土 14:00 - 17:00<br/>第4木 18:00 - 20:00<br/>専用電話072-843-5730</p> |
|---|--|
- ※の相談は予約が必要です。それぞれの施設に電話で予約してください。



手話でつむぐ 住みよいまち

# 枚方市手話言語条例施行される

手話によるコミュニケーションの権利を前提に



ありがとう

本年3月15日、枚方市でも手話言語条例が施行されました。大阪府内の市町村では20番目となります。

2006年12月、国際連合総会で障害の社会モデルを理念とする障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が採択されたことを背景に、2011年に障害者基本法が改正され、「第3条 地域社会における共生等」



講演での手話通訳 (左) 手話通訳者

の項の中で、手話は言語であることが明記されました。また「合理的配慮」の概念が盛り込まれたことなどから、手話はあらゆる分野での施策として理解が進みつつあります。

手話は、ろう者にとって自らの意思を伝え、コミュニケーションをとる時になくてはならないものですが、ろう者だけが得をするというものではありません。コミュニケーションは双方の活動の場で、きこえる人ときこえない人とがコミュニケーションをとる際、手話は両方にとって必要なものといえるでしょう。

条例ができたことで、「手話は言語である」という認識が広がり、機会の拡

大が図られることが期待されています。もちろん、行政施策として、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳事業や手話通訳体制の整備などの取り組みが進められると思います。

一人ひとりがバリアをなくしていくことも必要です。あるろう者の「『きこえないこと』が障害なのではなく、『きこえないこと』によって生じる壁」、それが障害だと思ってる」という言葉が物語っています。スキルや方法の前に、まず何よりも相手を知ろう、伝えようという気持ちを持ち、簡単な会話ができる人が増えることが「手話でつむぐ住みよいまち」の実現に繋がるのではないのでしょうか。

## 「社会モデル」と「個人モデル」

障害のとらえ方に「社会モデル」と「個人モデル」というものがあります。

障害の「社会モデル」では、障害の原因を障害のない人を前提に作られた社会の側にあると考えます。そういった社会が障害を作り出しているのだから、それを解消するのは社会の責務ととらえる考え方で、「人権モデル」とも言われています。それに対して、「個人モデル」では、障害の原因は個人の心身機能にあると考え、障害を解消するにはリハビリなどによる個人の努力や訓練が必要であると考えます。障害を医療・福祉の領域の問題ととらえる考え方で「医学モデル」とも言われています。

例えば、「ろう者が講座に参加したいが、手話通訳がない」という場合、「個人モデル」では「耳がきこえないから参加できないのは仕方がない」と考えます。その場合、手話通訳の用意は「例外的、恩恵的な特別措置」となります。しかし、「社会モデル」ではそもそも主催者が多様な参加者を想定していないことが問題なのだから、手話通訳は「本来、用意すべきこと」であり、ろう者が主催者にそれを求めるのは当然の権利であると考えます。

## 会員随時募集

枚方市を市民一人ひとりの人権が大切にされるまちへ（年会費1口 1000円から）

NPO法人枚方人権まちづくり協会

TEL:072-844-8788 FAX:072-844-8799